

◆平成24年度分 市・県民税申告相談日程表◆

※指定日に都合が悪いかたは、都合の良い日の会場にお越しください。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場
6日(月)	本郷上、本郷下、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館
7日(火)	粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
8日(水)	小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木全区、沼館全区、高館下	釈迦内公民館
9日(木)	板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅	釈迦内公民館
10日(金)	獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉾獅子ヶ森、二ツ森、県市公営住宅	釈迦内公民館
13日(月)	櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原、比内前田、杉沢、大子内	二井田公民館 (真中区を含む)
14日(火)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台	二井田公民館 (真中区を含む)
15日(水)	餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	下川沿公民館
16日(木)	上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、桜岱、谷地の平西	田代公民館 (総合開発センター)
17日(金)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、みのり台、長慶荘、若杉	田代公民館 (総合開発センター)
18日(土)	赤坂下、新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、赤坂、柏木、保滝沢、美杉、南町	田代公民館 (総合開発センター)
20日(月)	比立内、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、中島	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
21日(火)	中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高岨、中谷地、深岱、大野岱、谷地の平東、谷地の平緑	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
22日(水)	出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、大巻	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
23日(木)	大町、中町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
24日(金)	比内丁、馬喰町、独鉾、向田、水曲、沼田	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
25日(土)	新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木、谷地中	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
27日(月)	曙町、南町、中野、羽立、大巻、弥助	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
28日(火)	八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、田尻、片貝、二ツ森、寺崎	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
29日(水)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	比内総合支所 (上川沿・十二所地区の一部を含む)
1日(木)	東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、二タ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	十二所公民館
2日(金)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	十二所公民館
3日(土)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	十二所公民館
5日(月)	上代野、下代野全区、東二ツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石淵、二ツ屋、積ヶ岱、水交苑	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
6日(火)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
7日(水)	柄沢、東台全区、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、池内、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、泉町	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
8日(木)	桂城、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉾町(市営水門前住宅を含む)、川原町、栄町、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、豊町、水門町、清水町住宅、根下戸	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
9日(金)	清水南町、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、仲見世、曙町、餌釣、小館花	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
12日(月)	御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、北神明町、住吉町、小館町、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、美園町、根下戸新町、舟場	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
13日(火)	御成町一丁目全区、御成町二丁目～五丁目、東成町、中道、清水町、中道1区、御成町市営住宅、有浦一丁目～六丁目(観音堂・大田面を含む)、東有浦町(観音堂)、萩野台全区	中央公民館 (長本・上川沿・下川沿の一部を含む)
14日(水)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
15日(木)	★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	

●農機具や農業用車両などを購入した際の契約書や領収書、修理や車検、自動車税などの領収書
●組合費、土地改良費の領収書
●固定資産税の課税明細書
●農業に要した水道光熱費の領収書
●農業共済掛金の領収書など

※あらかじめ各種類に分別し、それぞれの合計金額を計算してください。家事用の領収書は経費にできません。

譲渡所得があるかた

収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料などになりますので、申告をお願いします。

※譲渡所得、山林所得用の申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合などは医療費に算入できませんが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算することはできません。また、「医療費のお知らせ」は医療費の領収書に該当しないのでご注意ください。

税務署で申告するかた

税務署で確定申告は不要と言われたかたでも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、次のようなかたは税務課にお問い合わせください。

- ・給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下のかた
- ・営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されないかた など

※終盤(特に3月14、15日)は大変混雑します。早めに申しましょう!